

令和7年度茨城県包括外部監査報告書の概要

1. 監査テーマ

「農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

2. 令和6年度の茨城県農林水産部の財務及び経営の概要

(1) 組織（令和6年4月1日現在）

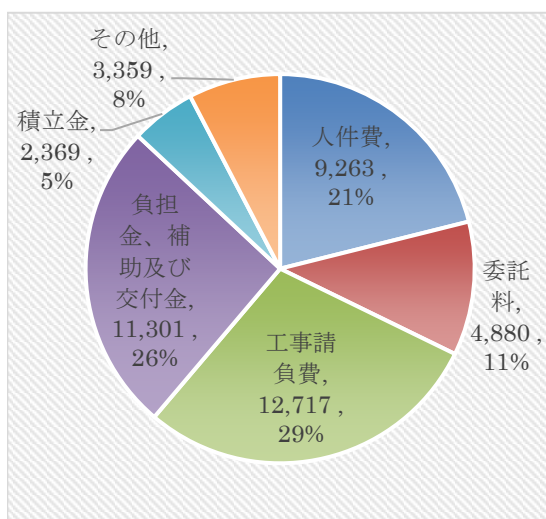
本 庁 : 11 課
出 先 機 関 : 30 機 関
総 従 事 者 数 : 1,601 名

(2) 農林水産部の決算の状況

（災害復旧費を含む）（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	28,471	26,218	26,382
歳出	47,146	41,320	43,889

(3) 令和6年度費目別構成（単位：百万円）



3. 監査の結果

「指摘」	「意見」	合計
8	55	63

(1) 試験研究機関について

現在、県では、試験研究機関で研究に従事する職員は、技術職（農業職、畜産職、林業職、水産職等）として採用され、配属後、他部署へ3年から5年程度で異動を行う人事の中で行われている。県内の農家等に対し知識や技術を広く普及するため、多くの職員に研究を通じて知見を得る機会を設けることができる人事となっている。

一方、インターネット、AIといった情報技術の発展により、欲する必要な情報が容易に入手できる環境が整備されている。また、農家等が大規模経営化していくことにより経営者の試験研究機関に対するニーズが高度化されてくるものと思慮される。

高度化されたニーズに対応していくためには試験研究機関の研究機能の向上が必要であり、そのためには研究に従事する職員が、経験を重ねながら自発的に研究に取り組んでいける環境を整備していくことが重要である。

今後の試験研究機関のあり方、試験研究機関の研究機能の向上について、検討をしていく必要がある。

(2) 請負工事について

工事は、適正な価格で予定価格が積算され、競争性ある入札により行われる必要がある。

① 予定価格算定における見積徴取

1者からの見積徴取により積算され、競争入札が行われた工事において、見積徴取者以外の入札者が最低制限価格を下回って失格になり、1番高額に入札を行った見積徴取者が落札する事例等が見られた。

複数者からの見積徴取を行う必要がある。

② 競争性確保のための入札参加者条件の見直し

一般競争入札への応札者が減少してきている傾向が見られる。応札者の減少の原因には、一般競争入札の参加条件に、県での実績があることから新規参入に障壁が生じていることもあるものと考えられる。

競争性を確保していくためにも、入札参加者を増やしていくための検討、取組が必要である。

③ 予定価格の事前公表の適否の検討

県の入札制度において、予定価格を事前に公表することとしている。工事の上限価格を示す予定価格の公表は、入札参加者が減少している中においては、落札率（予定価格に対する落札価格の比率）を高めることにつながるものが危惧される。

国においても、事後公表を原則としていることから、事前公表の適否について検討していく必要がある。

(3) 委託について

委託の業務内容は、設計や保守管理、県産品の販売プロモーション等、多様なものが含まれている。

契約方法は、一般競争入札を原則としているが、特に委託成果物の品質が問われるものについては指名競争入札、販売プロモーション等広く提案を受けたいものについてはプロポーザル方式による随意契約によっている。

指名競争入札について、過去の県での実績が選定基準とされていることから、新規事業者が選定されにくい状況が見られる。新規事業者の受注機会及び競争性を確保するための検討が必要である。

また、プロポーザル方式によるものについて、委託業務の仕様においてマーケティング的要求と技術的要求などが複合的に含まれていることや、県での過去の同種、類似事業の受注実績を求めていること等から、1者からの見積徴取、1者のみの応募という事例が見られている。多くの提案を受けていくための検討が必要である。

(4) 補助金について

セーフティネット型の補助金と成長政策的な補助金があるが、成長政策的な補助金について、効果を最大限に生かすためには、補助金申請者の事業が継続・発展していくことが重要となる。事業の継続性・発展性を評価し、適正規模によって補助金の支給がなされていくためには、補助金の要綱で求める3年～5年程度の事業計画のみによらず、より長期の視点で事業を評価していく必要がある。

4. 監査従事者

(1) 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	前嶋 仁一

(2) 包括外部監査補助者

資格等	氏名
公認会計士	中村 岳広
公認会計士	豊崎 孝浩
公認会計士	大島 祥

5. その他

・指摘及び意見について

本報告書における指摘及び意見は、次の基準により区分している。

指摘事項	主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断された事項
意見	不当とまでは判断されないが、改善が望まれるとされた事項